

よくあるご質問

Q1 対象業種は何か。

A1 基本的に暴力団、性風俗、政治、宗教関係以外の業種が対象となります。

Q2 市外に本社（住所）があり、上山市内に店舗等があるが、対象となるか。

A2 市内の店舗等に導入するのであれば、対象となります。

Q3 卸売に用いる場合は対象となるか。

A3 専ら一般消費者との購買で用いる決済を対象としているため、対象外です。

Q4 古い端末を更新する場合や、端末のみ新たに導入する場合は対象となるか。

A4 単なる機器の更新や新規導入では対象となりません。Q6において対象となるケースに伴うのであれば対象となります。

Q5 キャッシュレス決済を導入する上で、何も費用が発生しなかったが、対象となるか。

A5 対象となります。

Q6 令和2年3月31日時点で、既に1種類のキャッシュレス決済を導入している場合も対象となるようだが、具体的なケースがわからない。

A6 ①クレジットカード、②デビットカード、③電子マネー、④QR・バーコード決済の4種類から、2種類以上に対応できるようにした場合に対象となります。不明な場合はお問い合わせください。

<対象となるケース>

- ① クレジットカードのみ対応していたが、デビットカードも使えるようにした。
- ② QR・バーコード決済のみ対応していたが、電子マネーも使えるようにした。
- ③ 交通系のICカードのみ対応していたが、クレジットカードも使えるようにした。

<対象とならないケース>

- ① A社のクレジットカードに加え、B銀行のクレジットカードも使えるようにした。
- ② A銀行のデビットカードに加え、B社のデビットカードも使えるようにした。
- ③ 交通系のICカードに加え、AスーパーのICカードも使えるようにした。
- ④ AスーパーのICカードに加え、交通系ICカードの機能を持った携帯電話等も使えるようにした。
- ⑤ A社のQR・バーコード決済に加え、B社のQR・バーコード決済も使えるようにした。

Q7 令和2年3月31日時点で、すでにQ6に記載の2種類以上のキャッシュレス決済に対応している場合は対象外となるのか。

A7 対象外です。

Q8 令和2年4月1日以降、新たにキャッシュレス決済を導入した（する）が、Q6記載の2種類以上のキャッシュレス決済を同時に導入しても対象となるのか。

A8 対象となります。

Q9 個人事業主の場合、本社所在地はどう考えるのか。

A9 住所となります。

Q10 本社所在地（住所）はいつの時点のものを記載すればよいか。

A10 申請日（申請書の右上に記載する箇所があります）時点です。

Q11 住所や法人の本社所在地が市内で、事業所が市外のみの場合の対象となるか。

A11 対象となりません。

Q12 市内に複数の事業所があるが、事業所ごとに支援金を受けられるのか。

A12 複数の事業所がある場合でも、1事業者につき1申請となり、支援金の額は50,000円となります。

Q13 事業所の感染症防止対策が業種別ガイドラインに合っているか確認したい。

A13 インターネットで下記より業種別ガイドラインが確認いただけます。インターネットに接続できない方は、市役所商工課までお問い合わせください。

内閣府ページ https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20201224_2